この「試用期間従業員 解雇予告通知書」サンプルは、弊社HPに掲載しております「就業規則」サンプルを基に作成しています。

【根拠規則部分】について、自社で定めている就業規則の該当条項に適宜置き換えてお使い下さい。

　　年　　月　　日

○○　○○　殿

代表取締役社長　△△△△　印

試用期間従業員 解雇予告通知書

このたび当社は、　　年　　月　　日付けで、当社就業規則 第■条第２項  
および 第●条第１項第９号の解雇事由に該当するため、貴殿を解雇します。

本通知は、就業規則 第◆条および労働基準法 第20条に基づく解雇予告です。

【根拠規則および法令】：

就業規則

（試用期間）

第■条

1. 前項の試用期間が満了し、会社が適格と認めた場合に本採用とする。ただし、試用期間中または試用期間満了時に、技能、勤務態度、人物および健康状態等に関して、従業員として不適格であると判断した場合は採用を取り消すことがある。

（解雇）

第●条　従業員が次の各号の一に該当するときは解雇とする。

(9)試用期間中の者で、会社が不適格と認めたとき。

（解雇予告）

第◆条　前条の定めにより解雇する場合は、次に掲げる者を除き３０日前に本人に予告し、または平均賃金の３０日分に相当する予告手当を支給し即日解雇する。

1. 試用期間中であって採用後１４日以内の者
2. ２ヵ月以内の期間を定めて雇用した者（所定の期間を超えて引き続き雇用した者を除く）
3. 本人の責に帰すべき事由によって懲戒解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
4. 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。
5. 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することがある。

労働基準法

第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。